

## 【ステップ①】切下不可な箇所でないかの確認

該当無	内 容
<input type="checkbox"/>	横断歩道の中及び前後5m以内の部分
<input type="checkbox"/>	トンネル(BOX含む)の前後各50m以内の部分
<input type="checkbox"/>	バス停留所、但し停留所を表示する標識または標識板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分
<input type="checkbox"/>	横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
<input type="checkbox"/>	交点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分(但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く)
<input type="checkbox"/>	バス停車帯の部分
<input type="checkbox"/>	橋の部分
<input type="checkbox"/>	横断防止柵、ガードレール及び駒留の設置されている部分(但し交通安全上特に支障がないと認められる区間は除く)

※道路管理者および交通管理者の協議において内容変更を指示する場合有

## 【ステップ②】設置箇所数の確認

該当	内 容
<input type="checkbox"/>	1か所

(特別な事情がある場合は、別途協議が必要になります。)

- 出入りを分離する必要が有る場合  
※コンビニエンスストア、給油所、ドライブイン、倉庫等、車両の出入りが多い施設で構造上出入口を分離する必要のある施設。
- 大型の貨物自動車が出入りする場合
- その他（交通事故や渋滞を防ぐ必要がある場合等）  
※道路管理者及び交通管理者の協議において必要措置を指示する場合に限る。

## 【ステップ③】乗入規格の確認

該当	内 容
<input type="checkbox"/>	I種 乗用、小型貨物自動車 乗入幅：4.0m以下(一般住宅・アパート等)
<input type="checkbox"/>	II種① 普通貨物自動車等(6.5t以下) 乗入幅：6.0m以下(主として乗用・小型貨物車が常時出入りする店舗、事務所、マンション、貸駐車場等)
<input type="checkbox"/>	II種② 普通貨物自動車等(6.5t以下) 乗入幅：7.0～8.0m(普通貨物自動車が常時出入りする店舗、事務所等)
<input type="checkbox"/>	III種 大型及び中型貨物自動車等(6.5t超え) 乗入幅：8.0～12.0m (軌跡図の提出。利用計画図を添付し、貨物自動車が 利用できるか判断し、軌跡図で最小乗入幅を確認します。)

※上記の規格を超える場合、申請前に事前協議を行うこと

## 【ステップ④】舗装構成の確認

該当	内 容
<input type="checkbox"/>	I種 乗用、小型貨物自動車 (表層)5cm (上層)10cm (下層)15cm
<input type="checkbox"/>	II種①② 普通貨物自動車等(6.5t以下) (表層)5cm (基層) 5cm (上層)10cm (下層)15cm
<input type="checkbox"/>	III種 大型及び中型貨物自動車等(6.5t超え) (表層)5cm (基層)10cm (上層)10cm (下層)20cm

※侵入車用重量は最大とする

## 〔注意〕

- 協議が必要となる申請については、協議書提出後10日程度お時間を頂くことがあります。
- 歩道の一般的構造に関する基準(国土交通省)又は交通管理者の申し合わせ事項をもとにしております。